

11月は「下請取引適正化推進月間」 (中小企業庁・公正取引委員会)

中小企業庁および公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

今年度は、新規事業者の下請取引担当者などを対象とした下請取引担当者などを対象とした下請取引適正化推進講習会を、全国（32会場）で開催するなどし、下請法および下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。

【下請取引適正化推進月間の主な事業】

1. 下請取引適正化推進講習会の開催 ⇒ [コチラから](#)
2. 各種媒体による広報
 - ・ ホームページ、新聞を通じた政府広報当
 - ・ 都道府県や中小企業団体、事業者団体等の機関誌等を通じた広報
3. ポスターの掲示

<ご参考>

- [公正取引委員会および中小企業庁からの日本商工会議所への依頼文](#)
- [経済産業省ホームページ（11月は「下請取引適正化推進月間」です）](#)